

琉球大学副専攻に関する規程

〔平成20年2月28日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則第17条の2第3項の規定に基づき、琉球大学における副専攻（以下「副専攻」という。）の教育課程に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 副専攻は、学部及び学科等で編成する教育課程以外に、学際的テーマ又は特定の学問分野について、授業科目を体系的に編成し提供することによって、学生の複眼的な思考力、統合的な理解力を育成することを目的とする。

(副専攻の種類)

第3条 副専攻として、学際的副専攻と学問分野別副専攻を置く。

- 2 学際的副専攻のプログラムは、学際的なテーマに関連する授業科目によって編成されるものとする。
- 3 学問分野別副専攻のプログラムは、特定の学問分野の授業科目によって編成されるものとする。

(副専攻の教育課程、登録及び履修)

第4条 副専攻の登録及び履修を希望する学生は、所属する学部の指導教員の了解を得て、当該副専攻学生として登録し、所定の教育課程を履修しなければならない。

- 2 副専攻学生としての登録は、学際的副専攻については学生部教務課に、学問分野別副専攻については、第6条第2項に定める副専攻主任が所属する学部の事務部に、所定の副専攻登録申請書を提出することによる。
- 3 第1項の教育課程は当該副専攻の定めるところによる。
- 4 副専攻で修得した単位は、学生の所属学部の卒業要件における単位としても認定できるものとする。
- 5 副専攻の登録及び履修は、原則的に2年次から可能とするが、共通教育科目等については、副専攻によっては1年次からの登録及び履修を認めることができる。
- 6 学生が登録できる副専攻は、二つまでとする。

(副専攻の修了認定)

第5条 学長は、前条第3項の教育課程を履修し、20単位以上を修得した者に対しては、当該副専攻会議の議を経て、修了を認定し、副専攻修了証書を授与することができる。

- 2 副専攻は、前項の規定に基づき副専攻修了認定を受ける学生がいる場合は、学生が所属する学部及び学科等の当該指導教員に通知する。

(副専攻の教員組織)

第6条 副専攻の教員組織は、副専攻に登録しその運用に関わる複数の教員によるものとし、学際的なテーマ又は特定の学問分野に応じて、関連する専門領域の教員で組織することができる。

- 2 副専攻の教員組織に、副専攻主任を置く。
- 3 副専攻主任は、当該副専攻の運営を掌理する。

(副専攻の開設)

第7条 副専攻の開設は、年度初めとする。

- 2 副専攻の開設認定を受けようとする者は、所定の副専攻認定申請書を学長に提出しなければならない。
- 3 副専攻認定申請書に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 学長は、教育研究評議会の議を経て、副専攻の開設の認定を行う。

(副専攻の廃止)

第8条 副専攻の廃止は、年度末とする。

- 2 廃止しようとする副専攻の副専攻主任は、所定の副専攻廃止届を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、教育研究評議会の議を経て、副専攻の廃止決定を行う。

(庶務)

第9条 副専攻に関する庶務は、学生部教務課及び各学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、グローバル教育支援機構会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条で規定する副専攻の登録及び履修は、平成20年度の入学者から実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、日本語教育副専攻については、当該副専攻が必要と認める場合は、平成20年4月1日に在籍する者に適用する。

附 則 (平成23年11月22日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月11日)

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。